

令和4年第 4回
総 会
4月

白井市農業委員会会議録

令和4年4月7日 開会

令和4年4月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和4年4月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

議案第5号 下限面積（別段面積）の設定について

報告・協議事項等

（1）届出等事務局長専決決裁報告について

（2）その他

5月の事前審査会、総会の日程について

- | | |
|------------|-----------------------|
| ・申請受付締め切り | 4月21日木曜日 |
| ・事前審査会（案） | 4月28日木曜日 |
| 第1班 | 午前9時から 本庁舎2階災害対策室1 |
| ・総 会（案） | 5月 6日金曜日 |
| | 午後4時00分から 東庁舎1階会議室101 |

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和4年4月定例総会に出席をいただきまして、大変御苦勞さまでございます。

気温のほうも大分暖かくなりまして、桜の花も満開になりました。

これから梨の花につきましても、咲き始めようとしております。

私を含めまして梨農家さんにとりましては、これから交配や摘果作業等忙しくなりますけれども、健康には十分気をつけていただきたいと思います。

これからの農作業も頑張っていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和4年4月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番、伊藤 治委員、2番、岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年4月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、名内字東谷の1筆、宮脇の5筆、堤上の1筆。

地目は畑が6筆、田が1筆です。

地積、7筆合計で6,215平方メートル。

権利者は記載のとおりです。

経営面積は89アール。

義務者は記載のとおりです。

事由は所有権移転（贈与）です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員 2班班長、伊藤です。

議案第1号について、農地法第3条の申請に関わる調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、義務者の方が権利者の代理人を兼ねて1名出席されました。

申請地は、市役所から北に4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに整地されている土地がほとんどですが、一部竹林がありました。

また、田の1筆は、奥まった場所なので確認できませんでした。

進入路については、それぞれ市道と農道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、軽トラック 1 台、トラクター 1 台、耕運機 1 台とそろっています。

労働力は、現在、義務者夫婦が中心に、権利者とその子が手伝う形で従事しております。

権利者と義務者は親子です。

義務者が高齢になってきたため、申請地を贈与して権利者に責任を持って管理してほしいとのことです。

面積要件についても、下限面積50アールをクリアしています。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の小松隆夫委員をお願いします。

小松隆夫委員 推進委員の小松です。

特に補足説明はありません。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

農業経営の欄を見ますと、権利者の方が会社員になっているのですが、この方とお子さんということで、従事日数もあるのですが、親御さんの年齢を考えると、このまま本当に農業をずっと続けていくのでしょうか。

その辺がどうなのかなと思って。

笠井会長 伊藤委員。

伊藤治委員 伊藤です。

今現在、義務者の方も高齢ではありますが、お元気そうなのと、あと奥様も従事している。

この先といいますと、それこそ本当に責任を持って管理してほしいという希望と、あと、会社員ということですから、そろそろ定年も近いということで、それからまた農業従事日数のほうも増やして管理されていくかと、こちらは承知しております。

す。

芦田恵子委員 分かりました。ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年4月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、十余一字平塚道北の2筆です。

地目は畑。

地積は、2筆合計で622平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は、使用貸借権の設定、農家住宅です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

伊藤 治委員をお願いします。

伊藤 治委員 議案第2号について、農地法第5条の申請に関わる調査報告を行います。資料は2番です。

当日は、権利者の方が義務者の代理人を兼ねて1名出席されました。

立地基準ですが、申請地は、市役所から北東に3.5キロメートルに位置しております。

進入路については、市道により確保されております。

農地区分としては、おおむね10ヘクタール以上の一団農地のため、第一種農地と判断いたしました。

また、農用振興地ではありますが、令和4年3月8日に除外済みです。

義務者と権利者は、祖母と孫の関係です。

転用目的ですが、権利者は現在、市内の借家にて生活しております。

8年前から就農し梨栽培をする上で、畑まで通うのが大変なため、祖母である義務者所有の申請地に農家住宅と倉庫を建築し、移動や農作業の効率化を図る計画です。

次に、一般基準ですが、本申請は農家住宅と農業用倉庫ということで、申請面積は622平方メートルであり、面積妥当と思われます。

上水は、井戸を新設します。

雨水は、浸透ますを設置し敷地内で処理し、汚水雑排水は、合併式浄化槽にて宅地内で処理いたします。

資金は、自己資金と借入金にて賄う計画で、許可後は5月中旬から事業に着手することです。

また、隣接する農地は、義務者の農地のみで問題はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 農業委員の山崎です。

権利者の方にお話を伺いました。

権利者の方は、平塚で梨の栽培をされていて、南山の自宅からそちらに通っていると。

結構通うのが大変で、今回申請の農地が祖母の農地で、権利者は就農当初からここに家を建てるという話があって、そのめどがついたということで今回の申請に至ったということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり令和4年度第1次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和4年4月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和4年度第1次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、根字下郷谷の2筆です。

地目は畑。

面積は、2筆で3,445平方メートル。

種類は賃借権。

内容は普通畑。

期間は1年です。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は直接持参です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者は記載のとおり。

経営面積は110アール。

更新です。

2番、今井字浅間下の2筆です。

地目は田。

利用面積は、2筆合計で2,233平方メートル。

種類は賃借権。

内容は水稻。

期間は10年です。

賃料は記載のとおり。

支払い方法は直接持参。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は記載のとおり。

経営面積は198アール。

新規です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

2番につきましては、新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

今井幹代委員お願いします。

今井幹代委員 農業委員の今井です。

権利者、義務者の方々に電話でお話を伺いました。

この土地は以前、別の方が耕作していましたが、二、三年前から権利者の方が耕作しているそうです。

今後も続けていく上できちっと申請したほうがいいと考え、今回の申請に至ったそうです。

権利者の自宅からも近く、経営面積も記載のとおりで問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、6ページを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和4年4月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、復字台山の1筆です。

地目は畑。

地積は113平方メートル。

買取申出者は記載のとおり。

事由は、生産緑地解除申請のため。

2番、復字台山の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は48平方メートル。

買取申出者は記載のとおり。

事由は、生産緑地解除申請のため。

以上でございます。

それから、7ページから9ページについては、市長からの依頼文と皆様への通知文になります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認をいたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、取得希望者なしということで市長に報告させていただきます。

議案第5号 下限面積（別段面積）の設定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、10ページを御覧ください。

議案第5号 下限面積（別段面積）の設定について。

今年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

令和4年4月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

農地法施行規則第17条第1項の適用について。

地域、市内全域。

方針、現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行わない。

理由、下限面積を設定するに当たっては、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、耕作総数の4割を下らないよう農地法施行規則第17条第1項第3号で規定されている。

2020年農林業センサスの白井市の数値では、50アールの設定でこの規定を満たすこと、また経営面積があまり小さいと生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため、従来どおり50アールとする。

権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる場合の例外許可については、その都度審議するものとする。

下限面積（別段面積）、補足説明としまして具体的に数値を挙げますと、2020年の農林業センサスの農業経営体数が369、50アール未満の数が54、割り返しますと14.63%となり、40%は超えていませんので、従来どおりの50アールとしたものです。

農地法施行令第2条により、下限面積に達していない場合、例外適用がありますので、草花等の栽培で面積が少なくともその経営が集約的な新規就農等については、その都度委員会に諮って判断していくという方法をとりたいので、併せて御審議ください。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましても、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号
下限面積（別段の面積）の設定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。
議案第5号 下限面積（別段の面積）の設定について、承認することに可決します。
次に、報告事項に入らせていただきます。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。
それでは、11ページを御覧ください。
報告第1号 専決処分について。
下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専
決処分したので、これを報告いたします。

令和4年4月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

12ページを御覧ください。

① 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、13ページを御覧ください。

② 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、表紙に返っていただきまして、4の（2）その他、5月の事前審査会、
総会の日程について。

申請受付締切りが4月21日、木曜日。

事前審査会（案）が4月28日、木曜日、第1班、午前9時から本庁舎2階災害対策
室1。

総会が5月6日、金曜日、午後4時から東庁舎1階会議室101、こちらの会場にな
ります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人